○農林水産省令第二十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の規定に

基づき、 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月四日

農林水産大臣 野村 哲郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和五十一年農林省令第三十五号) の一部を次のように

改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

띰

別表第1 (第1条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及 び表示の基準
 - (1) 飼料一般の成分規格

ア~チ (略)

ツ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料 (飼料を 製造するための原料又は材料を除く。以下ツにおいて 同じ。)中の含有量は、牛を対象とする飼料にあつて は飼料1トン当たり100mg以下、豚を対象とする飼料に あつては飼料1トン当たり50mg以下、鶏を対象とする 飼料にあつては飼料1トン当たり80mg以下でなければ ならない。

テ・ト (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア~ス (略)

セ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、牛、豚及び 鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は 材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

ソ~ヌ (略)

 $(3) \sim (5)$ (略)

 $2 \sim 6$ (略)

改 正 前

別表第1 (第1条関係)

- び表示の基準
 - (1) 飼料一般の成分規格

ア~チ (略)

ツ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料 (飼料を 製造するための原料又は材料を除く。以下ツにおいて 同じ。)中の含有量は、豚を対象とする飼料にあつて は飼料1トン当たり50mg以下、鶏を対象とする飼料に あつては飼料1トン当たり80mg以下でなければならな V)

テ・ト (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア~ス (略)

セ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、豚及び鶏を 対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料 を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

ソ~ヌ (略)

 $(3) \sim (5)$ (略)

 $2 \sim 6$ (略)

附

則

この省令は、公布の日から施行する。